

日独共同研究奨学金実施要綱（2025年度）

1. (名称)

本奨学金は、日独共同研究奨学金と称する。ドイツ名は、Japanisch-Deutsches Stipendium zur gemeinsamen Forschungとする。

2. (目的)

本奨学金の目的は、学術分野を問わず、ドイツ所在の研究・教育機関に属する若手研究者による日本での共同研究を助成することにある。この助成は、これを契機として、助成対象者が AvH や JSPS 等の奨学金をさらに獲得し、自らの研究を一層発展させることを期待するものである。

備考：現状の新型コロナウィルス感染状況などにより、助成対象者の訪日が難しい場合には、当面の間、必ずしも日本での共同研究を求めず、テレビ会議などによる共同研究を行うことができる。

3. (申請資格と助成対象)

(1) 本奨学金への申請資格者は、日本フンボルト協会（HGJ）会員である。ドイツに所在する研究・教育機関に属し、継続して3年以上ドイツで研究活動を行っている若手研究者との共同研究を希望する会員は、本奨学金の申請を行うことができる。助成対象の若手研究者は、奨学金支給時に、Master ないしそれ以上の学位取得10年以内であることを要件とする。

(2) 本奨学金において、助成対象者として一度採用された者は、再度助成を受けることができない。申請者は、同一年度に複数の申請を行うことができない。

4. (申請方法)

申請資格者は、所定の申請書類に必要事項を記入の上、毎年3月31日までに、HGJ（事務局）に奨学金申請書を提出する。

5. (選考方法と決定)

(1) HGJ理事長は、常務理事1名を選考委員長として、学術分野に応じて、若干名の理事等から構成される選考委員会を設置し、同選考委員会が、毎年一度助成対象者の選考を行う。

(2) 常務理事会は選考委員会の推薦に基づいて、奨学金を支給する助成対象者を決定する。

6. (助成の内容)

助成対象1件につき、50万円を支給し、一年間に2件までを助成対象とする。奨学金の使途は、当該共同研究の枠内で費消する限り、特定されない。奨学金の費消は、支給の日から一年以内とする。

7. (申請書類)

申請書類は、以下の内容を伴うものとする。申請書に使用する言語は、原則、日本語とする。

- a. HGJ会員申請者情報、及びドイツ側助成対象者情報
- b. 研究標題、及び研究目的・手法・内容
- c. 日独共同研究必要性、特色、及び期待される成果
- d. 共同研究の実施計画
- e. 奨学金の経費計画
- f. 助成対象者の関連主要研究業績

8. (審査実施手続き)

選考委員会規定（内規）にて定める。

9. (審査結果の公表)

審査結果は、常務理事会で決定した後、理事会及び会員総会に報告し、日本フンボルト協会 HP で公表した上で、申請者に通知する。助成対象者には、日本で行う奨学金授与式において HGJ 理事長から助成証書及び奨学金が手交される。

備考：新型コロナウィルス感染状況を踏まえ、奨学金授与式の開催については、別途、調整する。

10. (研究実施報告)

共同研究実施後、申請者であった HGJ 会員は、A4 判一枚程度の研究実施報告書を HGJ 理事長あてに提出する。

2025 年度日程

2024 年 10 月	公募開始
2025 年 3 月 31 日	申請書類締切
2025 年 5 月末	選考
2025 年 6 月	助成対象者公表
2025 年 9 月 - 2026 年 8 月	助成対象期間
2026 年 10 月末	研究報告書提出